

ジェンダーと年金

本沢 巳代子

(筑波大学社会科学系教授)

1. 1985年の年金改革とその問題点

(1) 1985年の年金改革と女性の年金

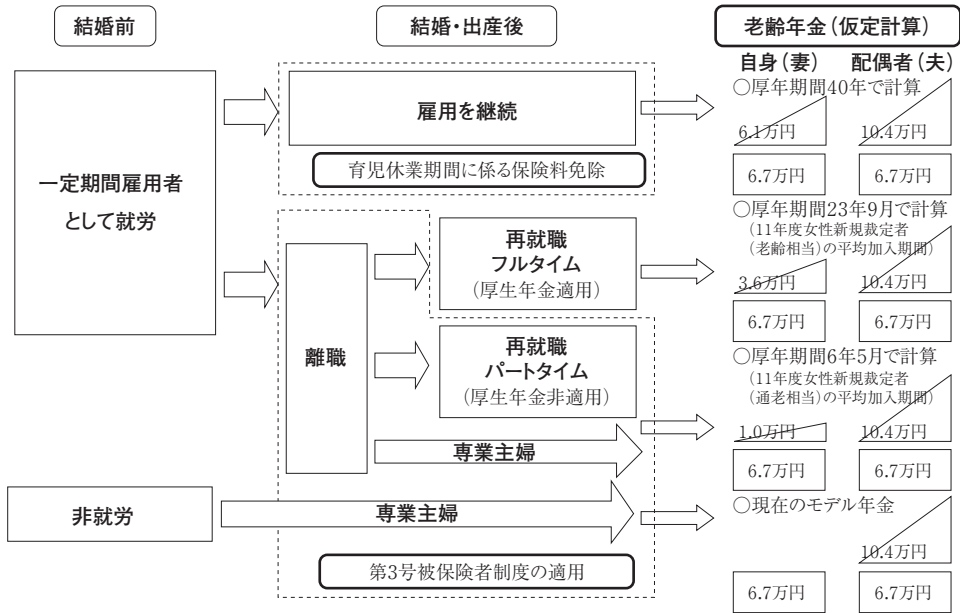
本格的な高齢社会の到来を前に、1985年には公的年金制度の大改革が行われ、国民年金を国民共通の基礎年金とする新年金制度が1986年4月1日からスタートした。この1985年の年金改革は、公的年金制度の一元化によって制度間格差の是正と年金財政の健全化を図るとともに、すべての女性に固有の年金権を保障することも企図したものであった。具体的には、女性の年金権を確立するための方法として、いわゆる専業主婦である被用者の妻の国民年金への任意加入を強制加入に改め、その保険料を被用者の妻本人やその夫に負担させるのではなく、夫の所属する被用者保険の被保険者団体に拠出金として負担させる方法がとられた。このような方法がとられたのは、旧制度下における被用者の妻の国民年金への任意加入をめぐる生じていた状況、例えば①被用者の妻の7割がすでに国民年金に任意加入し、その割合は国民年金の被保険者全体の約4分の1を占めていたこと、②この約4分の1を占める任意加入の被保険者の妻たちが、将来予想される保険料の上昇にともなって国民年金から脱退し、これによって国民年金制度の安定的運営が損なわれることが危惧されていたこと、③世帯単位の年金で妻のみまでカバーしている夫の被用者年金と、妻の任意加入による妻自身の国民年金の両方が支給される結果、世帯として過剰給

付を招くこと、④国民年金に任意加入していない被用者の妻が障害者になったり、離婚したりした場合、無年金状態に陥るケースがあったことなどの状況に対処するために、そして⑤妻の保険料の支払いを夫に期待しても、支払い能力に欠ける場合があることを考慮したためと説明されている¹⁾。しかし、被用者に扶養されている妻の保険料を、夫の属する被用者年金の被保険者団体に負担させることについて、その理論的根拠は必ずしも明確でなく²⁾、またその点について十分に議論されたわけでもない。要するに、政策的見地から、費用負担させやすいところに負担させただけにすぎない。

(2) 被用者の妻の年金権の法的性質

1985年の年金改革のさい、女性の固有の年金権といいながら、年金改革前の制度では任意加入者であった被用者の妻の年金権の法的性質、1985年改革後における現行制度の第3号被保険者としての被用者の妻の年金権の法的性質、これら両者の権利性としての同一性ないし連続性については、十分に議論はなされなかった。例えば、被用者に扶養されている妻の年金権の法的性質は、従前の制度では本人または夫が個別に負担する任意保険料による年金権の取得であり、正に保険原則に則った固有の年金権としての法的性質を有していた。これに対し、現行制度では本人も夫も個別に保険料を負担することなく、夫の属する被用者年金の被保険者団体の負担によ

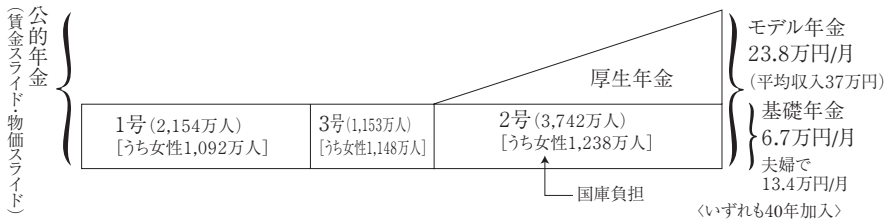
図表-1 女性のライフスタイルの変化・多様化と年金制度



出典:厚生労働省(2002:20)

※自身(妻)の厚生年金額は平成11年度(1999年)の女性被保険者の平均標準報酬22.0万円、配偶者(夫)の年金額は平成12年度(2000年)制度改正における標準的な年金額を用いて計算

図表-2 現行の公的年金制度の仕組み



出典:厚生労働省(2002:4)

の地位によって左右される依存的なものとなってしまった⁴⁾。すなわち、多様なライフスタイルの考えられる

り年金権を取得するのである。すなわち、被用者に扶養されている第3号被保険者の年金権の法的性質は、社会政策的見地から被用者の被扶養配偶者としての地位に対して認められた特殊な公法上の権利とでもいうべきものである³⁾。しかし、1985年の年金改革においては、このように1985年の年金改革の前で被用者の妻の年金権の法的性質が大きく変質するという法的側面からの議論はなく、第3号被保険者の保険料負担能力と負担方法という経済的・技術的側面からしか議論されなかった。その結果、第3号被保険者の年金権は、法的性質からすれば固有の年金権ではなく、扶養者である配偶者の第2号被保険者

女性の被保険者資格は、本人の就労や転職・退職・再就職などによって変動する(図表-1参照)だけでなく、未婚・既婚、婚姻する相手の職業やその変動、夫婦の役割分担のあり方によっても変わることになり、離婚や配偶者の死亡といった身分関係の変動によっても変わることになったのである(図表-2参照)。それゆえ、被保険者資格の変動に気づかない者が多く、第3号被保険者の届出漏れが後を絶たないため、第3号被保険者の対象者を救済するための特例措置を実施しなければならず、今回の年金改革においても再度の救済措置が検討されているところである。このように、20年も経ってなお救済措置を講じなけれ

ばならないこと自体が、第3号被保険者制度の欠陥を示しているものであり、法的な本質論を無視した結果だといえる。

(3) 1985年の年金改革の問題点

1985年の年金改革における女性の年金をめぐる議論の問題点は、当時の国際的な男女平等の理念のもと、法制度はできるだけ性別やライフスタイルに左右されないニュートラルなものとしようとする傾向を無視し、またヨーロッパ諸国で進行していた少子化傾向を日本とは無縁なものとして無視したことにある。とくに、40年以上先の年金制度のあり方を考えるにあたって、近い将来における女性のライフスタイルの多様化がすでに予想できたにもかかわらず、当時の社会で婚姻生活が伝統的役割分担のもとに営まれていることが多かったからといって、それを前提に専業主婦優遇策を女性の固有の年金権保障の柱としたこと自体が、まず問題である。そして、本来は夫婦の自由な決定に委ねるべき夫婦の役割分担について、専業主婦優遇策により特定の婚姻生活形態に誘導しようとするのは、家庭生活に対する国家の干渉に他ならない。今回の年金改革において、私が20年近く前に指摘した1985年改革の問題点⁵⁾がようやく再検討されることとなり、ライフスタイルに関係なく女性の年金権を保障すること、少子化対策として育児期間を考慮することが提案され、また私が25年前に導入の必要性を主張した⁶⁾離婚の際の年金権の分割が話題に上るなど、個人的に感慨深いものがある。しかし、今回の年金改革においても、遺族年金における給付要件の男女格差の見直しは検討課題にもなっておらず、国際的な男女平等の水準からすればなお不十分なものといえる。

本稿では、このような1985年の年金改革の問題点、それゆえに生じている現行制度の問題点を明らかにする⁷⁾とともに、今回の年金改革にあたって厚生労働省が2002年12月に公表した『年金改革の骨格に関する方向性と論点の概要』について、とくに「(4) 少子化、女性の社会進出、就業形態の変化に対する対応」について、ジェンダ

ーと法の視点から検討してみたいと思っている。

2. ライフスタイルの多様化と年金制度

(1) 第3号被保険者と保険原則

前述のように、保険原則のもと保険料拠出を前提に基礎年金を給付する国民年金制度において、被用者の被扶養配偶者である第3号被保険者が、本人や配偶者である第2号被保険者による個別の保険料負担なしに、単に第2号被保険者の被扶養配偶者としての地位を有するからといって、自らの保険料を個別に負担している第1号被保険者や第2号被保険者と同様に保険給付の支給を受けることができるのか、その法的根拠は明らかではない。第1号被保険者の場合には、やむを得ない事情により国民年金の保険料免除(国年89条、90条)を受けたとき、この免除期間は、老齢年金額の計算にあたって、保険料納付済み期間の3分の1(国庫負担分)とされるのに対し、第3号被保険者は、本人や配偶者による保険料の直接負担なしに満額の老齢年金を受け取ることができる。保険原則を根拠に、保険料免除者に対し、老齢基礎年金額を国庫負担分の3分の1に減ずる措置を取るのであれば、直接保険料を負担していない第3号被保険者についても、保険原則に従って、老齢基礎年金の額は国庫負担分にまで減額すべきことになる。そうでなければ、制度的な一貫性は保たれないし、年金制度の社会的公平性・妥当性は図れないことになる。今回の年金改革においても、給付調整案として、第3号被保険者に保険料負担を求めないが、国民年金の免除者または半額免除者と同様に、第3号被保険者の年金額を減額することが提案されている所以である⁸⁾。

第3号被保険者に保険料を負担させない理由として、2000年の年金改革のさいには、「社会保障制度は所得のある者が所得に応じて負担し、必要性の高い者に給付すべきであって、所得のない専業主婦に負担させるべきでない、専業主婦に負担を求めると未納、未加入者が発生し、女性の年金権の確保が困難となる⁹⁾」ことが挙げられ

ていた。しかし、第3号被保険者の中には、パート労働等により130万円未満の収入があり保険料の負担能力がある者、配偶者が高額所得者であり配偶者の収入により保険料を負担することができる能力のある者も含まれている。所得のない学生に対して、第1号被保険者としての固有の保険料負担を義務付けていることとの整合性が保たれない。また、第1号被保険者の保険料未納率が2002年度には37.2%に達し、未加入者を含め国民年金の対象者の4割が保険料を納めていない状況にあるが、2000年の年金改革のさいの調査によれば、未納者の半分以上が「保険料が高く経済的に払うのが困難」を主たる理由として挙げ、未加入者のうち加入したくないとする者の半分以上が「経済的に困難」「学生で親に迷惑をかけたくない」「保険料が高い」を理由に挙げている¹⁰⁾。これらの保険料未納者および未加入者の未納ないし未加入の理由からして、保険料負担能力のある者も含まれている第3号被保険者に対して保険料負担を求めることが妥当性に欠け、他の被保険者の負担によってまで第3号被保険者に保険給付を保障すべき必要性が高いとはいえないであろう。

とくに第3号被保険者の地位が第2号被保険者に依拠しているため、家計支持者である第2号被保険者が健在で所得を得ている間は保険料を個別に負担しなくてもよいのに対し、第2号被保険者が失業したり、死別や離別で経済的に苦しくなった場合には、第1号被保険者として個別に保険料を支払わなければならないというのは、社会保障法的に見て明らかに矛盾しており、社会的に妥当性を欠くとしかいいようがない。それゆえ、今回の年金改革においても、負担調整案として、第3号被保険者に関して、基礎年金という受益に着目しつつ、第2号被保険者団体において応能負担と応益負担を組み合わせる方法、第3号被保険者の保険料負担を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者団体において応能負担することが提案されている。さらに、第3号被保険者の保険料を個別に負担させないとの観点から、第2号・第3号の保険料負担の方法は

従来通りとし、第2号被保険者の保険料を世帯賃金に対するものとして、夫婦各人の保険料負担によるものと擬制し、夫婦各人に保険給付を保障するという年金権分割案も提案されている¹¹⁾。

(2) 第3号被保険者とパートタイム労働

社会保険制度は、一定の保険事故の発生により保険給付を支給するにあたって保険料の拠出を求めるものであるから、本来的に一定以上の収入のある者に対しては、収入に応じて負担を求めることになる。それゆえ、パートタイム労働により一定以上の収入を得ている第3号被保険者に対しても応分の負担を求めるべきことになる。パートタイム労働者の4割近くが、配偶者控除や配偶者特別控除、社会保険の被扶養配偶者からはずれることを考慮して就労調整をしている状況¹²⁾からして、第3号被保険者が所得税や社会保険料の支払いを意図的に避けているものといえる。このような意図的な保険料負担の回避行為は、実質的には、第1号被保険者による意図的な保険料の未納や未加入と変わらないものであり、後者については保険給付の減額や不支給といったペナルティーがあるのに対し、前者については、第2号被保険者団体の負担によって満額給付が保障されている。このように、本来は保険料負担が可能であるにもかかわらず、意図的にこれを回避している者についてまで、第3号被保険者として優遇することは、社会保険の原則からして許されるべきではない。それゆえ、今回の年金改革でも、短時間労働者等に対する厚生年金の適用により、第3号被保険者として優遇する者の範囲を縮小することが提案されている¹³⁾。もっとも、この短時間労働者等に対する厚生年金の適用は、約1150万人いる第3号被保険者の人数を減らすという目的だけでなく、多様なライフスタイルの実現のために、男女労働者の多様な働き方と多様な老後生活を可能にするという意味でも、また少子・高齢化の進行に伴って将来減少することが予想されている労働力を確保するという意味でも重要である。そして、失業対策としてワークシェアリングを考える上でも、短時間労働者の労働

条件の整備とともに、社会保障法上の権利義務関係を明確にしておくことは重要である。

(3) 家族的責任の社会的評価と年金制度

第3号被保険者を国民年金保険法上とくに優遇する根拠について、被用者の妻の家事・育児を社会的に評価したと説明されるが、しかしそれだけでは十分な根拠とはなりえない。家事・育児といった家族的責任の社会的評価であれば、一般に仕事と家庭の二重負担のために低賃金に甘んじている共働きの妻、あるいは夫の死亡や離婚により婚姻中と同様に家事・育児を担いつつ、これと併せて就業しなければならない妻の家事・育児も別途評価されるべきであろう。どうしてこれらの者の家事・育児は特に評価されることなく、一般の第1号ないし第2号被保険者と同様の扱いを受けなければならないのであろうか。夫婦の役割分担を根拠に、いわゆる内助の功として家事・育児を評価するというのであれば、今回の年金改革で提案されている夫婦間の年金権分割案のように、夫の賃金を夫婦二人のものとして、夫の保険料によって夫婦二人の年金権がそれぞれ積み上げられるということになる。しかし、家事・育児・老人介護などの家族的責任を社会的に評価し、年金制度上これを反映させるというのであれば、これらの行為を個別に評価すべきであり、単に被用者の被扶養配偶者としての地位を評価すべきではない。

現行年金制度においても、家族的責任を負う男女労働者の社会保険料負担に関する特別な配慮として、育児休業および介護休業期間中における保険料の本人負担分が免除されている（厚年82条の2）。しかし、育児や介護を社会的に正當に評価しようというのであれば、所得活動に従事しているか否か、未婚か既婚か、夫の職業が何か等に左右されることなく、それぞれの具体的な行為を年金制度上評価すべきである。それゆえ、今回の年金改革においても、公的年金制度における次世代育成支援策としてではあるが、「現在の育児休業期間に対する配慮措置を拡充し、多様な働き方の実現と併せて、育児期間において取

入が下がり又はなくなる場合に、将来の年金額計算において配慮を行うことなどについて検討」され、現在の配慮措置の対象を、第2号被保険者として育児期間も働き続けている者、第1号被保険者、育児を理由に離職した第3号被保険者等にも拡大するかが検討されている¹⁴⁾。

例えばドイツでは、育児休業中の男女労働者ばかりでなく、専業主婦についても子1人につき3年間、男女労働者の平均賃金相当分の保険料支払いがあったものとして扱い、それに必要な費用は国庫が負担している（社会法典第6編56条¹⁵⁾。また、介護に関しては、無償で週14時間以上要介護者を介護している家族等について、男女労働者の平均賃金相当分の保険料を基準に、要介護者の介護度と当該介護者による介護時間数に従って算定された年金保険の保険料を、介護保険の保険者が、家族等の介護者に対する保険給付として、年金保険の保険者に支払うことが行われている（社会法典第11編44条¹⁶⁾。これらの育児や介護に関する年金制度上の取扱いは、育児や介護そのものは無償労働としつつ、年金制度上は有償労働と同等に扱うというものである。こうした取扱いは、わが国においても、第3号被保険者問題との関連の中で、育児期間や介護期間における国民年金の保険料負担の問題、基礎年金に上乘せする報酬比例部分としての取扱いを検討するにあたって、一考に値するものと思われる。

3. 婚姻の解消と年金

(1) 離婚と年金

1985年の年金改革によって、確かにすべての女性に何らかの形で固有の年金権が保障され、従来から指摘されていた中高年の離婚妻の無年金問題は一応の解決をみた。それ自体は評価されるべきであるが、しかし離婚妻の老後における厳しい経済状態は少し「マシ」になった程度で、実質的にはあまり改善されてはいない。すでに述べたことから明らかであるように、専業主婦にとって離婚すると否とでは、現在の生活ばかりでな

く老後の生活においても、その生活水準に雲泥の差が生じることになる。また、専業主婦にとって主たる家計支持者を失うことでは同じであるはずの死別と離別では、遺族年金の支給の有無によって、現在および老後に受け取ることのできる年金額に大きな格差が生じている。ちなみに、内閣府が2002年に実施した「一人暮らし高齢者に関する意識調査」によれば、毎月の収入が10万円未満の女性の割合は、未婚・死別が30%程度であるのに対して、離別では43.2%にのぼっている。毎月の収入源としては、公的年金が、離別では78.2%であり、未婚が88.0%、死別が93.7%であるのに比べてかなり低くなっている。他方、毎月の収入源として生活保護が12.1%を占めており、未婚の6.0%、死別の1.7%であるのに比べて際立って多くなっている¹⁷⁾。このような離婚妻の年金問題は、第3号被保険者の見直し問題との関連で総合的に検討されるべきことであり、例えば夫婦間の年金分割案を採用すれば、離婚のさいの年金権の取扱いを云々する必要はなくなるからである。もっとも、報酬比例による厚生年金などでは夫の保険料を夫婦間で分割することによって、世帯の受給年金額が減少する可能性もないわけではなく、また妻の再就職といった婚姻中における変化や夫婦の賃金格差をどう反映させるかの問題もあり、婚姻関係がうまくいっているときにまで、夫婦間で年金権を分割する必要性がどの程度あるかは疑問である。

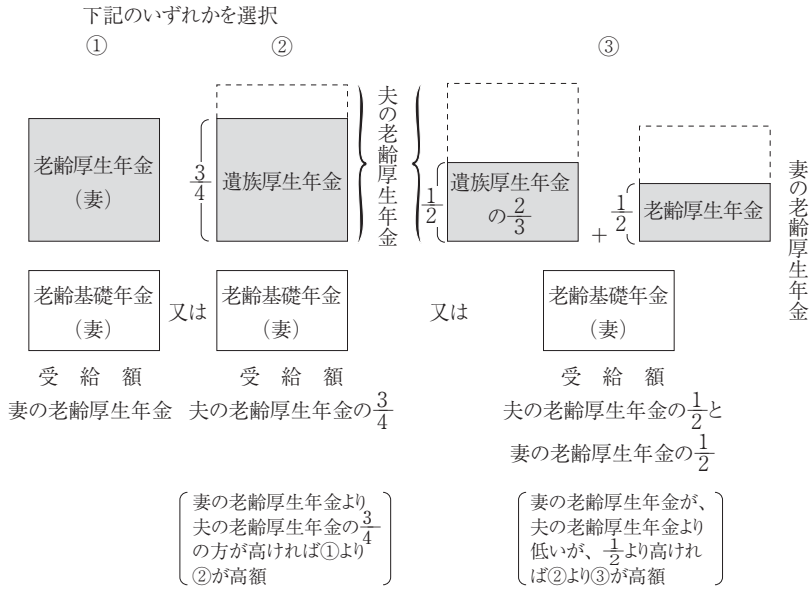
第3号被保険者制度をどのように見なおすかの問題とは別に、とくに厳しい状況にある離婚妻の年金問題に対処する方法としては、夫婦が婚姻中に取得した年金権を離婚のさいに夫婦の間で平等になるように清算することが考えられる。すなわち、1976年にドイツで導入された離婚のさいの年金権調整制度（ドイツ民法1587条～1587p条）の基本理念を参考に、夫婦の老後の生活保障のために婚姻中に夫婦の協力によって積み上げられた年金権ないし期待権は、離婚にさいして夫婦の間で平等になるように調整するのである¹⁸⁾。この年金権の調整は、夫婦の役割分担や性別とは無関係に実施されるため、専業主婦（夫）ば

かりでなく、家族的責任ゆえに低賃金に甘んじている配偶者についても奏効する点で特徴的であり、また、原則として年金権ないし期待権として調整されるため、自己の保険事故により給付が支給されることになり、離婚配偶者の死亡等により左右されることがない点において優れている。それゆえ、ドイツで同制度が導入された後、欧米諸国で類似の制度が次々と導入され、わが国においても、今回の年金改革で報酬比例部分について同制度の導入が提案されているところである¹⁹⁾。なお、婚姻中何らかの形で夫婦双方に年金権ないし期待権が保障されている国民年金については、離婚のさいに年金権を清算する必要がないため今回の年金改革では問題とされていないが、とくに離婚によって第3号被保険者が第1号被保険者となった場合には、自立支援策として保険料負担の軽減を図るために、離婚配偶者に保険料の一部を暫定的に負担させたり、保険料減免等による不利益を調整させたりすることも考える必要があるだろう。

(2) 配偶者の死亡と遺族年金

家計支持者である夫が死亡した場合、夫の保険料納付済み期間と免除期間の合計が加入期間の3分の2以上あるときは、18歳未満の子のある妻は、満額の老齢基礎年金額に子の加算額を加えた金額を、遺族基礎年金として受給することができる（国年37条、37条の2、39条）。これに対し、保険料の支払いについては第3号被保険者として同等の扱いを受けていた被扶養夫や18歳未満の子のいない被扶養妻は、家計支持者の死亡により生活が困窮する可能性があるにもかかわらず、遺族基礎年金を受給することはできない。夫や18歳未満の子のない妻については、家計支持者の死亡後は自ら稼働して生活することが期待されているということであろう。もっとも、18歳未満の子のいる被扶養妻だけが遺族基礎年金を受給できる理由は明らかではない。18歳未満の子の養育が、年金制度を維持するための次世代育成として年金制度上評価すべきであるというのであれば、18歳未満の子のある夫にも遺族年金を支給

図表-3 老齢厚生年金と遺族厚生年金の選択肢



出典:厚生省監修(1996:36)

するべきであろう。そうでなければ、単に扶養されているのが妻か夫かという性別のみによって別異な取扱いをしていることになり、男女平等原則に反するということになる。

家計支持者である死亡した夫が厚生年金等の被保険者であった場合には、死亡した夫の被保険者期間（300月未満のときは300月とされる）により算定される老齢年金額の4分の3の額を遺族厚生年金として受給することができる（厚年59条、60条）。遺族基礎年金を受給することのできない18歳未満の子のない妻も、遺族厚生年金は受給することができ、240月以上の被保険者期間を有する夫が死亡した時に35歳以上65歳未満であった場合には、40歳から65歳までの間、生活支援のための法定の加算額が遺族厚生年金に加算されることになっている（厚年62条）。しかし、被扶養夫については、家計支持者である妻が死亡した時に55歳以上である場合に限り、60歳から遺族厚生年金を受給できるにすぎず、しかも生活支援のための加算もないことになっている。このような別異な取扱いは、男は仕事・女は家事育児という伝統的な男女の性別役割分担の考えに

基づくものであり、また中高年男性であっても比較的容易に就職口を見つけることのできた従来の労働市場を前提にしたものといえる。先の遺族基礎年金の受給資格とともに、遺族厚生年金の受給資格についても、性別による差別的な取扱いはやめるべきである。今回の年金改革では論点とされていないが、男女の多様なライフスタイルを想定した性別に中立的な制度とするためにも、今後の年金改革において検討すべき課題の一つであろう。

(3) 老齢厚生年金と遺族厚生年金の調整

遺族厚生年金を受給している配偶者が65歳になると、自己の老齢基礎年金の支給を受けることになるとともに、老齢厚生年金の受給資格を有するときには、①自己の老齢厚生年金を受給するか、②死亡配偶者の老齢厚生年金額の4分の3に相当する遺族厚生年金を受給するか、③自己の老齢厚生年金の2分の1と死亡配偶者の老齢厚生年金の2分の1とを併給するか、3つの選択肢のうちから1つを選択することになっている（厚年38条、38条の2）（図表-3参照）。1985

年の年金改革の時には①②の選択肢しか用意されていなかったが、しかし長年稼働して厚生年金に保険料を納めている女性労働者からの批判に応じて、1995年の年金改革のさいに③の選択肢が加えられた。すなわち、厚生年金に自己の保険料を支払ってきた多くの女性労働者は、出産・育児による離職期間や労働市場における男女の賃金格差ゆえに②を選択することになり、結果的に自己の労働により保険料を支払ってこなかった専業主婦と同じ扱いとなり、自分で積み上げてきた老齢厚生年金の権利を放棄させられること、夫の所得額によっては専業主婦の受け取る遺族厚生年金額のほうが高くなることなどの矛盾が存在していたのである。

③の選択肢が加えられたといっても、妻の老齢厚生年金の金額が夫の老齢厚生年金額の2分の1よりも低ければ、結果的には②を選択することになり、自己の労働により支払ってきた厚生年金の保険料は掛け捨てになることには変わりはない。いずれにしても、遺族厚生年金は夫の保険料支払いによる年金権ないし期待権に基づき支給されるものであり、妻の老齢厚生年金は妻自身の保険料支払いによる年金権ないし期待権に基づき支給されるものである。このように年金給付の基礎が異なる2つの年金の一方のみを選択させ、他方を権利放棄させることについて、合理的な説明がなされているわけではない。まして専業主婦に対する遺族厚生年金の給付財源は夫の属していた被用者保険の被保険者団体の負担で賄われており、掛け捨てとなる女性労働者の厚生年金の保険料もその財源の一部に含まれることになるがゆえに、その妥当性には大いに疑問があるといえる。

(4) 遺族年金から固有の年金権へ

このように、死亡した夫の年金権から派生する妻の遺族年金は、第3号被保険者制度と同様に、伝統的な男女の役割分担に基づく妻の経済的付随性を前提にしたものである。確かに現在の男女労働者の就業状況や賃金格差、あるいは夫婦関係・家族関係などを考えれば、遺族年金制度を

廃止することには俄かに賛成し難いのも事実である。しかし、男女のライフスタイルの多様化に合わせて、男女の年金の個人単位化を進めるとともに、年金制度上、家族的責任を正當に評価し、離別・死別による婚姻解消による調整を行う方向を目指すべきものと思われる。すなわち、夫婦の一方が死亡した場合、離婚の場合と同様に、夫婦の協力によって積み上げてきた年金権ないし期待権を平等になるように調整するのである²⁰⁾。ただし、相統的な意味合いにおいて、婚姻期間中に積み上げられた年金権ないし期待権に限定せず、死亡配偶者の年金権そのものを対象にしたり、単純に平等分割するのではなく、扶養的性質や現行制度上の遺族年金の割合を考慮して4分の3程度の年金権を分与したり、その調整にあたっては多くのバリエーションが考えられる。いずれにしても、夫婦の一方の死亡による年金権の調整は、夫婦の婚姻中における所得活動の有無や賃金の多寡、男女の性別に関係なく実施することができる点において優れているといえる。

4. おわりに

21世紀は少子・高齢社会であると同時に、男女共生の時代でもある。男女が共に自分の価値観や能力に合わせて生き方や働き方を自由に選択し、パートナーと共に自由に選択した形態で共同生活を営む時代が、すぐそこまで来ている。こうした時代の流れの兆候は、世界的にも、わが国にも数多く見られるようになってきている。21世紀を迎えての年金改革は、この時代の流れを認識した上で、生き方や働き方について、各人各様の自由な選択を可能とする方向で進められるべきである。そのためには、個々人の労働収入を基礎に年金権の個人単位化を図るとともに、家族的責任から生じる負担の調整として、育児や介護といった社会的労働を社会保障制度上正當に評価し、あるいは離別・死別により婚姻ないし共同生活が解消される場合には当事者間で年金権の清算を行い、個人単位化された年金権に上乘せすることなど、新たな発想での検討が必要になってく

る。とくに年金制度改革論議には将来を展望した長期的視野での検討が不可欠であり、将来を担う若い世代の意見に耳を傾けるとともに、国際的な潮流から将来を展望し、そして自らを固定的な労働観や家族観から解放することから始めなければならない。

注

- 1) 1985年の年金大改革の必要性について、女性の年金問題も含め、詳細は厚生省（1984）を参照されたい。
- 2) 同旨、上村（1986:94）。
- 3) 現行制度における第3号被保険者の年金権の法的性質および問題点について、詳しくは拙著（本沢 1998a:288-289）参照。
- 4) 1985年の大改革の当時には、第3号被保険者の保険料負担について、当時の厚生省が「妻の保険料分は夫の保険料に含まれる」と説明したため、多くの国民は第3号被保険者の保険料を夫が負担しているとの誤解を持つとともに、マスコミも妻に固有の年金権が保障されたとしてもはやし、国民の間に正しい情報を提供するどころか、誤解を広めることに少なからず貢献した。
- 5) 1985年の大改革の当時、女性に固有の年金権を保障したとして、社会的に高く評価されていたため、これを正面から批判することは駆け出しの私には憚られ、第3号被保険者の依存性の問題点、遺族年金における依存性と性別による別異なる取り扱いの問題点について、1984~86年のドイツ滞在中に、日本語ではなくドイツ語でドイツの学術雑誌に論文を投稿したほどであった（Motozawa 1988）。
- 6) 当時の西ドイツにおける離婚のさいの年金分割制度の紹介とわが国におけるその導入の必要性について、詳しくは拙稿（本沢 1980）を参照されたい。
- 7) 2000年の年金改革の前に、女性の年金権の問題として論述したことがある（本沢 1998b:27以下）。本稿の記述の多くも、したがって、この別稿とかなりの部分で重複していることをお断りしておく。
- 8) 給付調整案については、厚生労働省（2002:29）を参照。
- 9) 厚生省年金局（1998:230）。
- 10) 厚生省年金局（1998:36）。
- 11) 厚生労働省（2002:29）。
- 12) 厚生省年金局（1998:238）。
- 13) 厚生労働省（2002:28,29）。
- 14) 厚生労働省（2002:27）。
- 15) ドイツの育児期間の年金保険料の扱いについては、拙

稿（本沢 1986:152以下; 本沢 1991:50）、厚生省年金局（1998:317）を参照されたい。

- 16) ドイツの介護保険における家族介護者等に関する年金保険料の取扱いについて、詳しくは拙著（本沢 1996:69-71）を参照されたい。
- 17) 内閣府の調査結果について、詳しくは内閣府（2003:52,54,55）を参照。
- 18) ドイツにおける離婚のさいの年金権の調整について、詳しくは本沢（1998a:281-307）を参照されたい。
- 19) マスコミの報道によれば、報酬比例部分の年金権の分割制度導入が、2003年7月3日の社会保障審議会年金部会に、厚生労働省から提案されたとのことである。
- 20) 配偶者死亡の場合における持分年金制度の構想について、詳しくは本沢（1986:147-148）を参照されたい。

文献

- 上村政彦, 1986, 「婦人の年金権」高藤昭他『現代の生存権——法理と制度（荒木誠之先生還暦祝賀論文集）』法律文化社。
- 厚生省, 1984, 『厚生白書（昭和58年版）』。
- 厚生省監修, 1996, 『わかりやすい年金保険法』有斐閣。
- 厚生省年金局監修, 1998, 『年金白書（平成9年度版）』社会保険研究所。
- 厚生労働省, 2002, 『年金改革の骨格に関する方向性と論点の概要』。
- 内閣府, 2003, 『一人暮らし高齢者に関する意識調査報告書』。
- 本沢巳代子, 1980, 「西ドイツにおける離婚配偶者の老後の生活保障に関する一考察」『法学ジャーナル』関西大学大学院, 28:33-131。
- , 1986, 「西ドイツにおける女性の年金——1986年の年金法の改革を中心に」『季刊労働法』140:143-157。
- , 1991, 「ドイツにおける年金制度の改革」『週刊社会保障』1622。
- , 1996, 『公的介護保険——ドイツの先例に学ぶ』日本評論社。
- , 1998a, 『離婚給付の研究』一粒社。
- , 1998b, 「女性と年金制度」『法律のひろば』51(4):27-33。
- Motozawa, Miyoko, 1988, “Die Rentenversicherung in Japan,” *Zeitschrift für ausländisches und internationales Arbeits- und Sozialrecht*, 1, S.85ff.

（もとざわ・みよこ）